

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第35号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園の臨時的任用職員

2 改正理由

人事院勧告を受け、国家公務員（非常勤職員を含む）において令和6年より、夏季休暇の取得可能期間が、7月から9月までの3か月間から、6月から10月までの5か月間に拡大された。学校園においても、働き方改革の取組みの一環として、柔軟で働きやすい環境づくりを行っていく必要があり、職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を確保するという観点から、夏季休暇の取得可能期間の変更を行う必要があるため、改正を行う。

3 改正内容

規則第8条第1項第16号に、夏季休暇の変更となる取得期間を追加する。

4 施行期日

令和6年4月1日

議案第35号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)～(15) 略] (16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）</u>において5日（7月1日から9月30日までの間継続して任用されない場合にあっては、その間の任用の期間18日につき1日の割合で算出した日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間 [(17) 略]	(特別休暇) 第8条 [同左] [(1)～(15) 同左] (16) 臨時的任用職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間</u>において5日（7月1日から9月30日までの間継続して任用されない場合にあっては、その間の任用の期間18日につき1日の割合で算出した日数（1日未満の端数は切り捨てる。））を超えない範囲内で必要と認める期間 [(17) 略]

[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。